

令和2年度第5回白井市障害者計画等策定委員会 会議要録

1. **開催日時** 令和3年2月15日(月) 午後10時00分から11時00分まで
2. **開催場所** 白井市役所本庁舎2階 災害対策室2・3
3. **出席者** 松浦委員長、林副委員長、原田委員、松本委員、入江委員、鈴木委員、吉武委員、高柳委員、黒澤委員、田中委員、中村委員、西山委員、園田委員、稲田委員(計14名)
4. **欠席者** 平野委員
5. **事務局** 福祉部障害福祉課長、障害福祉課担当者3名
6. **傍聴者** 1名
7. **議題**
 - (1) パブリック・コメント等の結果について
 - (2) 計画案の決定及び答申について
8. **資料**
 - 資料1-1 パブコメ等の結果(一覧)
 - 資料1-2 福祉計画パブコメ結果
 - 資料1-2 別紙(福祉計画 パブコメによる素案修正)
 - 資料1-3 福祉計画素案新旧
 - 資料1-4 障害者計画素案新旧対照表
 - 資料2 答申書案(鑑)、諮問書(参考)
9. **議事**

◇開会

- ・事務局により開会が宣言された。

◇事務局からの確認、報告・説明事項

- ・配付資料の確認
- ・補助者の会議参加についての承認。
- ・欠席者の報告。
- ・会議録作成のための録音、公表の承認。

◇委員長挨拶

- ・委員長から挨拶があった。

◇議 題

1 パブリック・コメント等の結果について

○委員長

初めに議題1、パブリックコメント等の結果について、事務局から説明をお願いします。

- ・事務局より資料説明が行われた。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対して、御意見、御質問等がございましたら挙手をお願いします。

この後、10分間程度をめどに審議を行いたいと思います。何かございますでしょうか。

前回までの会議でいろいろ修正だとか質疑がなされたものの細かい数字の変更等がございました。先ほど事務局からありましたけれども、本日で締めになる可能性もありますので、活発な御意見を頂ければと思います。

お願いします。委員。

○委員

事務局の方、大変御苦労されたと思いますが、特に内容がというわけではないのですが、一つ、障害福祉計画の中で、今はやっています感染症の問題です。これについて、どこかに記入されているという話を聞いたのですが。私どもは情報がないので、新聞とかラジオとかテレビとかで聞いて、白井市の場合、これは介護も関係するのですけれども、ヘルパーの派遣とか介護施設、障害者の方に対応してきたかどうか、よく分かりませんが、そういう問題はこの会議で全然上がってこないのです。

それと、この新型コロナの関係は、第6期の障害者計画の中で最もかぶってくるような問題だと思うのですが、市の障害者に対する取り扱いというか、市の対応というのはどのようになっているのか、ほかに議題がなければ、この障害福祉計画の関係で教えていただければと思います。

○委員長

ありがとうございます。事務局のほうでいかがでしょうか。

○事務局

今回、障害者計画と、あと障害福祉計画、障害児福祉計画の見直しを行わせていただいているのですけれども、障害福祉計画、障害児福祉計画のほうにつきましては、主に障害

福祉サービス、あるいは障害児通所支援等の必要量の見込み、それから、それをどうやって確保していくのかということを対象とした計画となっておりますので、今、御意見をいただいた感染症対応、特に今般の新型コロナへの対応等につきましては、障害者計画のほうで管轄をするような形になっております。

それで、障害者計画の中では、9月に行った第3回のこちらの委員会で御意見を頂いていたかと思えます。感染症への対応というのを盛り込んだ方がいいのではないかという御意見を頂きまして、それを受けまして、障害者計画の案の45ページになるのですが、保健サービスの充実という項目のところに取り組みを一つ追加させていただきました。こちら通番で言うと35番になるのですが、感染症の拡大防止及び発生時の支援という施策事業になります。

内容といたしましては、障害のある人等の生活に重大な影響をもたらすおそれがある感染症について、白井市新型インフルエンザ等対策行動計画、白井市新型インフルエンザ対応マニュアル等に基づき予防及び拡大防止に努めます。また、重大な感染症の発生時には、障害のある人や障害福祉サービス等事業所に対する必要な支援を迅速に行いますとしておりまして、今、流行している新型コロナウイルス感染症、こちらにつきましても、県と市それぞれから各事業所のほうには感染防止の依頼、それから、マスクをはじめとする物品等の配給、さらには、市独自のPCR検査制度の導入などを行いまして、これらの元になるのは、全て法律及び骨子に書いてある新型インフルエンザ等対策行動計画、あるいは新型インフルエンザ対策マニュアルになってくるのですが、これに基づいた対策を現に進めているところになります。

○委員長

委員、いかがでしょう。お願いします。

○委員

文書の中はいいのですが、今、白井市240名を超えていますよね。0.4%を超えて240を超えているのではないかと思うのですが、具体的に、障害者、現在まで多分意見が出ていないということは、ほとんど障害関係はなかったのだろうと思うのですが、介護関係で菊華園に集団感染しておりますよね。危惧するのは、この障害者が夫婦2人とか、子供と親だけだといったとき、片一方が感染したとき、市はどのような対応をしてもらえるのだろうか。何となく読んでみると、保健所とか何かにみんな任せているように見えるのですが。菊華園の状況も分かりませんが、多分どこか収容できる病院がこの辺になくて、あのままあの施設において療養をやって、死亡者が何人かおられたような気がするのですが。その介護の関係は別として、障害者がもしかかったときに、ショートステイとか、そういうのは本人たちがやらなきゃいけないのか、市がどういう形で関与していただけるのか、その

辺を教えていただければ。

それから、もう一つワクチンの関係なのですが、今、国は医療関係者、それから高齢者、それから一般の方という優先順位で、市町村単位で行う予定だと思っておりますが、優先順位に私は障害者のヘルパーとか、A型とかB型の事業所の関係者について、優先してワクチンを打つとか、そういうことをできれば優先順位をお願いしたいと思っております。この2点ですが。

○委員長

ありがとうございます。事務局でいかがでしょうか。

○事務局

今回のコロナの関係で、障害者の市民の御家族等に感染者が発生してしまった場合ですとか、あとはワクチンの関係ですね。その辺のところについて、私のほうから少し回答させていただきます。

皆さん御存じのように、今回の新型コロナにつきましては、今まで経験したことのない状況を市民の皆様も負担を強いているという状況がございます。これ、なかなか医療の関係は県の役割になってきまして、その辺の役割分担もありますので、市でどうしても県と協力してやっていかなきゃいけないという状況がまず根本にございます。

そういった中で、先ほど障害者の御家族の中に、例えば親御さん1人、お子さん1人という御家庭があって、その親御さんが感染してしまった場合などは、千葉県の方が主導の下、ショートステイ、どこかその子が入れる施設を用意するという制度が千葉県の方でございます。

そういった形で、基本的にはそういった1人で過ごせない子が困ったことにならないようにということで、いろいろ制度的には検討がされている状況でございます。

あと、ワクチンにつきましても、これはまだ詳細が決まっていない、まだ介護施設の職員は同時に受けられるかもしれないような報道もございましたけれども、まだそういった報道で我々も知るような状況でございまして。ただ、障害者のワクチン接種につきましては、当然いろいろなケースの方がいますので、市民と同時に受けても問題ない方、なかなかそういった状況、特別な状況を用意してあげないとスムーズに受けられない方等がございまして、そういった問題があることは、市の担当部門に障害福祉課からお伝えしています。

ただ、詳細、今後どういうふうに打っていくかというのは、まだ決まっていない状況ですので、申し訳ございませんが、ここまでの回答とさせていただきます。

○委員長

補足ですけれども、先ほど委員がおっしゃっていた、何かあったときに、障害のある方がコロナに感染したときの対応について、今お話があったように、県のほうで所管しています。病院だとかホテルだとかを借り上げて、そこに来ていただくということになっているようなのですが。

私、ちょっと裏の話を聞いたのですけれども、これを余り公にしてしまうと、いろいろな利用の仕方が出てきてしまうので、今のところ情報は市町村に伝えてあるのみだと。市町村の中の地域の方がもしそういう状態になったときは、市町村に相談して、検討協議しながら対応するということになっているので、多分、御心配には及ばないかなとは思いますが。

もう一つ、ワクチンなのですけれども、先日、知り合いの国会議員から少し話があって、厚生労働省が今も右往左往していて、本当に大変みたいです。国民の健康が本当にそれで守れるのかと非常に不安になるのですけれども。こんな場末の私にも厚生労働省から、この点について何とかならないかみたいな相談が来る状況です。ワクチンも委員、御心配ですけれども、恐らく障害のある方だとか基礎疾患のある方を優先するというふうに、いずれ指示は出ると思います。

なお、今お話ありましたが、特別措置法は、基本的に都道府県の所管になっているのです。コロナ対策に関しては、都道府県から市町村に下りて、それで具体的な計画を練るということになっていますので、何かあれば今後、白井市さんが県から指示を受けて動くということになると思います。委員、いかがでしょうか。

○委員

ワクチンについては、勝手に思うのですけれども、都道府県でというのを私はできるだけ要望してもらいたいと。介護の関係、私は障害者にという意味を言っているわけではなくて、障害者の介助者がかかった場合に非常に困るので。障害者については、障害の程度によってワクチンを使う順位等いろいろあるのですが、優先順位をできるだけ選べるように要望をしていただきたいと思います。それは国の政策でもあるかもしれませんが、それは市町村に任されるのかも分からないし。その辺は要望をお願いしたいと思います。

それともう1件は、今のかかった人の立てつけは、確かに県になっているのですが、いろいろなニュースとかを聞くと、大抵県にかかったときに、どこに相談すればいいのかと。県に言っても電話なんかとでもつながらないし、県は全部やれるほど力があるわけではないので。できれば、もしかかった場合は、障害福祉課の窓口というか、相談ぐらいいは何か設置して、市にすべてのものがないかもしれませんが、相談して、こういう相談窓口というようなものがあれば、きっと障害者の方の家族とか関連の人は助かると思うのですが、その辺は考えていただきたいと思います。余り議論を長くしてはあれだから、終

わります。

○委員長

ありがとうございます。要望ということで事務局のほうで承ってください。

障害者施設の介助職員に関しては、優先順位に入っているという話がありますので、期待していきたいと思います。ありがとうございました。

その他、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

では、今の議題1に関しては、これでよろしいということで。ありがとうございます。

次の議題に移る前に、少し長くなりましたので、三、四分ほど、この廊下側の扉を開けて室内換気をしたいと思います。よろしくお願いします。

【休憩】

2 計画案の決定及び答申について

○委員長

では、再開させていただいてよろしいでしょうか。

では、続きまして議題の2、計画案の決定及び答申についてということで、事務局から説明をお願いします。

・事務局より資料説明が行われた。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問等がございましたら挙手でお願いいたします。いかがでしょうか。

計画案の決定と、それに関する答申についてということですが、いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員

今頃こんなことを言っでは申し訳ないのですが、市長から委員長に答申文を初日にお渡しされたので、中身は、私は知らないのですが、多分、市長が挨拶した文言がそのまま諮問文になっているのではないかと思うのですが、そのとおりですか。

○委員長

事務局からお願いします。

○事務局

申し訳ありませんでした。それでは、一昨年10月7日の諮問文、短いので、そのまま読み上げさせていただきます。

白井市障害者計画2016-2025の中間見直し及び白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について（諮問）白井市長、笠井喜久雄。

下記のことについて、白井市附属機関条例第2条別表、障害者基本法第11条第9項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第10項及び児童福祉法第33条の20第10項の規定により諮問します。

記。白井市障害者計画2016-2025の中間見直し及び白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定についてとなっておりまして、諮問文はこれだけの内容となっております。以上です。

○委員

ありがとうございました。多分ほかの方は言っていないだろうと思って、お聞きしたんですけど。

○委員長

ありがとうございました。

これが決定されれば、私のほうから答申ということで市長のほうに上げて、それで最終的に市長が決裁するという形になります。いかがでしょうか。

○委員

諮問される部分についてはいいのですが、最後ということで少しお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長

では、委員、2分以内でということをお願いします。

○委員

ちょっと2分で済むかどうか。

○委員長

では、もしよろしければ、この後、事務局のほうに御意見頂いて、それを書面でということはいかがでしょうか。

○委員

書面というのは、非常に私、家で自分で書けるなら書いてもいいんですけども、とてもできないので、少しだけ。3分ほどよろしいでしょうか。

○委員長

では、2分だけをお願いします。

○委員

私、最初にこの委員になったときに、二つの計画を頂いたときに多分、質問したと思うのですが、この位置づけというのですか、同じことが二つ書いてあるような形なのですが。

一つは、これを見て私、勉強させていただきました。法体系からいって、この作り方、片一方が障害者総合支援法によって、片一方は基本法によってという別々の作り方をし

ているんですが、障害者というのは一つですから、法体系というのですか、私は整備したほうがいいと思います。事務局がこれでは先行き大変だと思います。多分、事務の方は変わっていくのではなくて、この二つについて、同じようなものが二つあるような感じに見えるから、法体系からいって、そうならないと思います。少し研究して、少し分かりやすく。

私は、福祉計画、そんなのは必要ないと思います。もっと支援法は個々の部分を指定して、どこへ行ってもこういうサービスが受けられるというために作られた法律であって、理念とか何かというのは基本計画の中で入れるべきだと思いますし、少し整理して分かりやすくしていただければ。あのときに強く主張しなかったことが、もうほとんど出来上がって、とてもできないので、次、第7期の来年の秋から始める形で。それと、その7期の中に10年の障害者計画とかが関わってくるのでしょうから、次回に審議しなければいけないときに、私はできるだけ整理したほうがいいと思います。

それともう一つ、基本計画の一つの計画の中で、細かいところまでみんな入れているのですが、私は、普通の長期計画とかいうときには、下の細かい実施の細目的な部分は、普通は変わっていくので。

○委員長

あと一、二分で。すみません。

○委員

分離しているところが私は多いと思うのです。基本計画の部分と、実施細目規程みたいな形でやったほうがいいのではないかと思います。

もう一点は、これ答申の中で要望事項でできれば入れていただきたかったというか、審議していただきたかったのは、この障害者計画、障害者に対するいろいろな政策について、今の体制では、将来にわたって難しいので、私は高度専門職のようなものを設置していただければということを出せばと思ったのですが。ただ、委員としては、もうこれで終わりですから、常設委員というのですか、各機関から常に来ておられる委員、個人的には変わりあるかもしれませんが、ぜひ次回の第7期のときに考えていただいて御審議いただければと思います。細かいことを言えば、30分以上話しすると思いますので、以上で終わります。

○委員長

ありがとうございました。では要望ということで、事務局のほうでよろしく願いいたします。

それでは皆様、もしよろしければ、議題2のほうは、これで決ということでよろしいで

しょうか。ありがとうございました。

一応、議題2で本日の議題は全て終了したことになります。皆様、御協力ありがとうございました。この後は、事務局にお返しします。

○事務局

委員長、議事の進行どうもありがとうございました。

本委員会は、今回をもって終了となりますので、本日は、委員長に閉会の御挨拶をお願いいたします。

○委員長

皆様、長い間ありがとうございました。

今、委員からもありましたが、令和3年度から令和5年度までの計画ということなのですけれども、その間にももし何かあれば、障害福祉課さんのほうに言っていただければ善処されると思います。

また、時代がこのコロナを受けて非常に進んだ感があります。例えば今やっているこのオンラインが、まさかこの会議の1回目でこういう時代になるとは、皆さん夢にも思っていなかったと思います。

私、何度か申し上げてきましたが、委員からもたくさんありましたけれども、情報をいかに的確に市民の方に伝えていくか。これがとても大事なところになると思います。この障害者計画等も、できればスマホで簡単に見て、あるいは音声でクリックすれば細かい指示が流れるだとか、うまく福祉機関につながるだとか、そういうことをどんどん考えていただいて、次の計画の際には、もう少しウェブを使ったもの、ICTを使ったものができればいいかなと思っています。

いずれにせよ皆様の闊達な御意見を頂いて、この令和3年4月から進められる計画が出来上がったということで、本当に御協力ありがとうございました。以上です。

○事務局

どうもありがとうございました。

最後になりますが、事務局を代表いたしまして障害福祉課長より、委員長並びに委員の皆様へ御礼を申し上げます。

○事務局

事務局を代表しまして、私のほうから少し御挨拶させていただきます。

委員長をはじめ、委員の皆様方につきましては、お忙しい中、昨年10月から約1年半にわたりまして障害者計画の中間見直しと、あと次期福祉計画の策定のほうに御参加い

ただきありがとうございます。

今回、委員長のほうからも話ありましたけれども、コロナ禍での会議参加ということで、会議参加自体に不安を抱きながら参加いただいた方が多かったと思います。そのような中で、会議運営につきまして、感染防止対策ですとか会議時間などについて、皆様方に不安を与えてしまったことがあったことを改めておわび申し上げます。

会議のほうにつきましては、1回の中止がございまして計5回の会議となりましたが、委員の方それぞれの視点から、計画での取り組みやサービスの内容に関する意見だけではなく、先ほども委員長が話があったように、サービスまでにつなげるまでの分かりやすさ、いかにそういった周知、分かりやすさが重要なこと、それですとか、あとは災害に関するすごくリアルな意見もございました。実際、災害が起きたときに不安に思うこと、この辺は本当にリアルな意見で、貴重な意見だったなと思います。

それと、文化芸術活動など、将来生きがいを持って生きていくために、文化芸術活動がいかに重要で、そこに市民をどういうふうに巻き込んでいけるのかというような御意見も頂きました。

あと、本日は、コロナの対策の関係の要望も頂きましたので、そういった貴重な御意見どうもありがとうございました。

それと、令和3年度からこの計画がスタートしますが、今後はこの計画に位置づけたものを我々行政はもちろんなのですけれども、市民、それと事業者と協力してしっかり進めていくということが重要になってきます。ですので、この会議は本日で終了ということになりますが、今後も引き続き、皆様方につきましては、御指導御鞭撻をお願いし、簡単なが事務局からの御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◇閉 会

- ・事務局より閉会が宣言された。